

## 議案第15号

### 財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成29年2月24日提出

養父市長 広瀬 栄

#### 1 譲渡する財産

##### 土地

名 称	旧西谷診療所、旧医師住宅跡地及び周辺土地
所在地	養父市大屋町筏253番地 外7筆
面 積	1,334.47平方メートル

#### 2 譲渡の相手方

養父市大屋町筏416番地5

筏区

代表者 中尾 幸郎

#### 3 譲渡の条件

譲渡の相手方は、譲渡後にグラウンド及び駐車場として供するものとする。